

○島田市普通公園条例

平成20年3月28日

条例第22号

改正 平成23年3月30日条例第14号

令和2年3月30日条例第10号

令和2年7月10日条例第30号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 普通公園の管理（第3条—第10条）

第3章 指定管理者による管理（第11条—第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

第5章 罰則（第19条）

附則

第1章 総則

（令2条例30・章名追加）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市が設置する普通公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「普通公園」とは、市が設置する公園のうち都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園以外のものをいう。

2 この条例において「普通公園施設」とは、都市公園法第2条第2項各号に掲げる施設に準ずるものをいう。

第2章 普通公園の管理

（令2条例30・章名追加）

（名称及び位置）

第3条 普通公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 市長は、普通公園を設置するときは、当該普通公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(普通公園施設の設置等)

第4条 普通公園に普通公園施設を設置し、又は普通公園施設を管理しようとする者は、申請書を市長に提出して当該設置又は管理の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(普通公園の占用の許可)

第5条 普通公園に普通公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設置して普通公園を占用しようとする者は、申請書を市長に提出して当該占用の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、次に掲げる軽易なものであるときは、この限りでない。

(1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(行為の制限)

第6条 普通公園(第11条に規定する指定管理者が管理する公園を除く。)において、次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を市長に提出して当該行為の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行をすること。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため普通公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める行為

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 第4条又は前条第1項若しくは第2項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

(令2条例30・一部改正)

(行為の禁止)

第7条 普通公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4条、第5条第1項若しくは第2項、前条第1項又は第13条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 普通公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告宣伝その他これに類する行為をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が普通公園の管理上支障があると認める行為
(令2条例30・一部改正)

(使用料)

第8条 第4条、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の許可を受けた者は、島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）別表第1に定める額に相当する額の使用料を納付しなければならない。

(平23条例14・一部改正)

(普通公園施設の使用の届出)

第9条 普通公園に設けられた運動施設その他の規則で定める普通公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(令2条例30・一部改正)

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは普通公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 普通公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 普通公園の保全又は公衆の普通公園の利用に著しい支障を生じたとき。
- (3) 普通公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第3章 指定管理者による管理

(令2条例30・追加)

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場（以下「指定公園」という。）の管理を行わせるものとする。

(令2条例30・追加)

(指定管理者が行う管理の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定公園における行為の許可に関する業務
- (2) 指定公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定公園の管理に関して市長が必要と認める業務

(令2条例30・追加)

(行為の制限)

第13条 指定公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要があると認める行為

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 第4条又は第5条第1項若しくは第2項の規定により市長の許可を受けた者は、

当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

(令2条例30・追加)

(指定公園の休園日)

第14条 指定公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

(令2条例30・追加)

(指定公園の開園時間)

第15条 指定公園の開園時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 3月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日までの期間 午前9時から午後5時まで

(2) 7月1日から9月30日までの期間 午前9時から午後6時まで

(3) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

(令2条例30・追加)

(利用料)

第16条 第13条第1項の許可を受けた者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 利用料の額は、島田市都市公園条例別表第4に定める額に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(令2条例30・追加)

第4章 雑則

(令2条例30・章名追加)

(この条例に定めがない事項)

第17条 この条例に定めるもののほか、普通公園の設置及び管理については、島田市都市公園条例（第2章第1節及び第2節、第3章（第38条から第40条までの規定を除く。）並びに第4章（第50条の規定を除く。）の規定に限る。）の例による。

(令2条例30・旧第11条繰下・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例30・旧第12条繰下)

第5章 罰則

(令2条例30・章名追加)

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前各項の過料を科する。

(令2条例30・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月29日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月10日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の島田市普通公園条例（以下「新条例」という。）第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号。以下「都市公園条例」という。）第30条第2項の規定による指定管理者の公募及び都市公園条例第41条第2項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、都市公園条例第30条第2項、第32条から第35条まで並びに第41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市普通公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為（新条例第12条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている行為の許可に係る手続その他の行為（新条例第12条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた行為の許可に係る手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

（令2条例10・一部改正）

名称	位置
田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場	島田市伊太1番地の6
向田公園	島田市相賀1171番地の61
オレンジタウン神座第1公園	島田市神座2564番地の415
オレンジタウン神座第2公園	島田市神座2564番地の515
菊神公園	島田市神谷城1457番地の2
童子沢親水公園	島田市大代2459番地

大代森の谷公園	島田市大代1086番地の6
野守の池公園広場	島田市川根町家山541番地
天王山公園	島田市川根町家山579番地の35
野守公園	島田市川根町家山1173番地の1
家山緑地公園	島田市川根町家山1306番地地先
家山川親水公園	島田市川根町家山1323番地の8地先
家山ふれあいスポーツ広場	島田市川根町家山4152番地の1地先
鶴山森林公園	島田市川根町抜里1579番地の6